平成２９年（フ）第３３号
青森市大字大野字若宮98番地17
破産者　佐々木春生
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８号
青森県十和田市東十三番町23番３号　ハイツ和光Ｃ、旧住所青森県十和田市稲生町14番52号　佐々木貸家
破産者　金田一　彰
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第２０号
青森県三沢市中央町４丁目７番17号
破産者　木村　慎吾
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第２６２号
横浜市泉区和泉町6205番地１　グリーンハイムいずみ野34棟102号
破産者　戸嶋　舞鈴
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６８８号
川崎市幸区小倉２丁目27番44号、住民票上の住所川崎市幸区南加瀬５丁目６番１－401号　グリシーヌ・Ｍ
破産者　阿部翔一郎
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６８９号
横浜市鶴見区仲通２丁目60番地２
破産者　阿部　　孝
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１号
石川県羽咋郡志賀町高浜町ソの23番地
破産者　細川　真理
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第３５９号
静岡県袋井市堀越1048番地の４北東Ａ、住民票上の住所静岡県磐田市西島367番地15
破産者　赤堀　演美
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
静岡県浜松市西区大人見町12番地の179、住民票上の住所静岡県浜松市西区大人見町3374番地の１
破産者　會田　忠彦
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第６０２号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字南猪ノ阪49番地、住民票上の住所京都府綴喜郡井手町大字井手小字南猪ノ阪３番地の１
破産者　山川　　修
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１号
京都府宇治市宇治野神97番地の１　うぐいす荘11号
破産者　村井　俊之
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１７４号
京都市伏見区深草泓ノ壺町15番地３　伏見ガーデンヒルズ501号室
破産者　松下　正枝
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２２１号
京都市中京区堀川通六角下る壺屋町247番地　ＩＬ　ＲＯＳＳＯ堀川六角903号
破産者　奥村　　興
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２４４号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目29番20－801号
破産者　紀川　光宏
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３６号
奈良市三条添川町７－13　405、住民票上の住所京都府木津川市兜台５丁目１番地13　木津かぶと台団地２－403号
破産者　井田　　孝
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第４７号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の２　中登美団地Ｂ12－405号、破産手続開始決定時の住所奈良市中登美ヶ丘４丁目２番地13－502号
破産者　水野　雅仁
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第４８号
奈良市中登美ヶ丘４丁目２番地13－502号
破産者　水野　敦子
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所